

徳島県告示第四百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 鳥獣保護区 の名称 | 区 域 | 面 積 | 存続期間 | 鳥獣保護区の保護に関する指針 | |
|--------------|---|---------------|--------------------------------------|----------------|---|
| | | | | 指定区分 | 指 定 目 的 |
| 土柱鳥獣保 護区 | 阿波市阿波町北山の市道棚ヶ窪北山線終点を起 点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡棚 ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進 み市道小倉棚ヶ窪線との交点に至り、同所から同 市道を南に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、 同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交 点に至り、同所から同市道を西に約四メートル 進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線 沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区 域 | 一三三ハ クタイトル | 令和元年十一 月一日から令 和十一年十月 三十一日まで | 森林鳥獣生息地 | この区域は、阿波市北西部 に位置し、クヌギ、コナラ等 を主体とする落葉広葉樹林と なっており、野生鳥獣の生息 環境として良好であると認め られることから、鳥獣保護区 に指定し、良好な生息地の確 保を図る。 |
| 仁賀木鳥獣 保護区 | 阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀 木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進 みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を 北に約八メートル進み通称アゲフデ谷との交 点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川 県との境界線との交点に至り、同所から同境界線 を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界 線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約 二メートル進んだ地点に至り、同所から稜線 を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 一七四ハ クタイトル | 同 | 同 | この区域は、河川上流部の 森林地帯であり、自然環境に も恵まれ、鳥獣の生息に適し ていることから、鳥獣保護区 に指定し、良好な生息地の確 保を図る。 |
| 津乃峰鳥獣 保護区 | 阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起 点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南 東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南に | 二ヘク タイトル | 同 | 身近な鳥獣生息地 | この区域は、阿南市近郊に あり、神社境内林を中心に天 然広葉樹林が残され、鳥獣の |

| | |
|--|---|
| <p>太龍寺鳥獣保護区</p> | |
| <p>阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所から参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み同森に至り、同所から三等三角点大滝寺（標高六一・五メートル）との見通し線を南に進み同三角点に至り、同所から阿南市と那賀郡那賀町との境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所からアスファルト道を南に進み市道東分長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から参道を東に進み津峯参拝リフト津峯神社駅に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> |
| <p>四五ヘクタール</p> | |
| <p>同</p> | |
| <p>同</p> | |
| <p>この区域は、四国霊場二十一番太龍寺を中心とし、周辺はスギ古木によって深山を形成しており、また、区域内には水源も多く、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p> | <p>生息環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p> |